

「城西大学経営紀要」投稿規程

平成17年6月10日 施行

平成20年9月10日 改訂

第1条 趣旨

城西大学経営学部の研究の実績と教育効果を学部学生及び広く社会に広報し、当該学部の発展に寄与するために「城西大学経営紀要」（以下、「紀要」という）を編纂する。

第2条 管理

「紀要」の管理・運営は教授会の議決を経て行い、「紀要」の編集等に関する実務は「経営学部紀要編集委員会」（以下、「編集委員会」という）が担当する。

第3条 投稿資格

(1) 「紀要」に投稿できる資格を有する者は次の各号に掲げる。

- ① 本学経営学部専任教員
- ② 本学非常勤講師
- ③ 「編集委員会」の許可を得た本学他機関（学部およびセンター所属）教員

(2) 前項①で共著の場合も原則として認めるものとする。

第4条 投稿原稿

(1) 投稿原稿は、広義の経営学に関するテーマで、日本語又は英語で書かれた未公開の「学術論文」、「研究ノート」、「翻訳」、「資料」、「書評」および紀要編集委員が認めたものに該当するものとする。

(2) 投稿宛先は、編集委員長とする。

第5条 著作権と著作物

(1) 本著作物の「紀要」に関する著作権は、著作者に帰属されるが、本「紀要」に限定して別紙「紀要の著作権に関する承諾書」を交付する手続をした場合は城西大学に帰属するものとする。

(2) 前項において、学部を離職等の場合も、本「紀要」には適用する。

(3) 前1項の手続きを得ない場合には「紀要」に掲載されないこととする。

第6条 他機関への投稿

本「紀要」に掲載された著作物を他の出版物に転用する場合は、予め「編集委員会」にその旨を記した書類を提出し了承を得ることとする。

第7条 掲載の採否

- (1) 本「紀要」への投稿原稿の採否は、「学術論文」については「編集委員会」が委嘱するレフリーの審査に基づき、「編集委員会」が決定する。
- (2) 前項以外のものについては、「編集委員会」が決定する。
- (3) 掲載の順序及び体裁については、「編集委員会」が決定する。

第8条 原稿料等

- (1) 原稿料は支払わない。ただし、30部の抜き刷りを贈る。
- (2) 前項で30部を超えた部数を必要とされる場合には、当該分の印刷費は執筆者の実費負担とする。

付 則

1. この規定の改正は、教授会の議決を経て行う。